

平成 22 年

10 月定例会会議録

平成 22 年 10 月 12 日

萩・長門清掃一部事務組合議会

目 次 (第1号)

○議 事 日 程	3
○出 席 議 員	3
○日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	3
○日 程 第 2 会 期 の 決 定	4
○日 程 第 3 諸 報 告	4
○日 程 第 4 一 般 質 問	5
○日 程 第 5 議 案 第 3 1 号 及 び 議 案 第 3 2 号	2 0
○討 論	2 2
○表 決	2 2

平成 22 年 10 月

萩・長門清掃一部事務組合議会定例会会議録（第 1 号）

議事日程第 1 号

平成 22 年 10 月 12 日（月曜日）午前 10 時 00 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 一般質問
第 5 議案第 31 号及び議案第 32 号

事務局主幹 安田 学 君
事務局総務係長 永安 弥 君
会計管理者 山中 伸彦 君
事務局主幹 中村 敏雄 君
事務局主幹 藤田 擴 君
事務局主幹 上田 秀男 君
事務局主幹 岩崎 伸広 君
事務局主幹 河野 広行 君
事務局主幹 今浦 功次 君
事務局主幹 迫村 高志 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸報告
日程第 4 一般質問
日程第 5 議案第 31 号及び議案第 32 号

○書記出席者

書記 長 三原 正光 君
書記 浜村 祥一 君
書記 宮本 啓治 君

○出席議員（8 名）

- 1 番 阿波 昌子 君
2 番 岡崎 巧 君
3 番 中村 洋一 君
4 番 西島 孝一 君
5 番 長尾 実 君
6 番 松永 亘弘 君
7 番 西元 勇 君
8 番 青木 賢次 君

午前 10 時 00 分開会

○議長（青木賢次君） ただいまから、平成 22 年 10 月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○説明のため出席した者

管理者 野村 興 兒 君
副管理者 南野 京 右 君
事務局長 平田 幸 三 君
事務局次長 荒川 孝 治 君

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青木賢次君） 日程第 1、会議録署

名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、2番、岡崎議員、4番、西島議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（青木賢次君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（青木賢次君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（青木賢次君） 次に、日程第3、これより諸報告を行います。

組管理者より報告を求めます。組管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） 定例会開催に当たりまして、4点御報告を申し上げたいと思えます。まず最初は、第1番目に、新清掃工場建設に係る事業手法の決定についてであります。

新清掃工場の建設に係る事業手法につきましては、これまで、組管理者・副管理者を中心として、事務局職員に萩市・長門市の関係職員を加えた新清掃工場建設事業手法検討会において、従来の公設公営方式のほか、公設民営のDBO方式及び長期包括委託方式等の調査・検討を行ってまいりました。

本組合といたしましては、萩市と長門市が新清掃工場の共同設置を選択した大きな理由のひとつが、効率的なごみ処理を行うことによる施設整備費と運営経費の削減であること

から、財政負担を最小化できる事業手法であるDBO方式、すなわち、組合が資金調達を行い、設計、施工及び運営を一括して民間事業者に発注する公設民営方式が最も適していると判断するに至りました。

先般、新清掃工場整備に係る基本設計業務の受託事業者を決定し、現在、施設整備に係る基本設計の作業を進めておりますが、事業手法をDBO方式としましたことから、新清掃工場の稼働後の運営に係る基本設計業務委託の経費について、また、施設整備等について専門的な助言を受けるため、技術参与配置の経費等について、今回、追加計上をいたしました。

2番目に、事業者の選定手法と今後の予定についてであります。

ごみ焼却施設の建設工事は、性能発注方式、すなわち、設計と施工を一括して発注する方式が基本でありますことから、本組合の新清掃工場整備・運営事業については、価格に加えて、性能・機能や技術力を評価できる総合評価落札方式で行うこととし、民間事業者の選定を公正・公平かつ適正に行うため、組管理者、副管理者、学識経験者並びに組合構成市である萩市と長門市の職員からなる新清掃工場整備・運営事業者選定検討会を設置することといたしました。

今後の予定といたしましては、来年1月に新清掃工場整備運営事業の実施方針等を公表して民間事業者を公募し、民間事業者から提出された見積提案書などの技術審査を行って要求水準書等入札公告資料を作成いたしますが、入札公告に当たっては予算の担保が必要であることから、来年10月の本組合議会定例会において、新清掃工場整備・運営事業に係る予算を御審議いただくこととしております。

なお、落札者の決定については、平成23年度末を予定しております。

3番目に、生活環境影響調査の実施についてであります。

生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて実施するもので、新清掃工場の建設計画段階で、施設周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づいて、地域の生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討して施設整備計画に反映させるものであります。

具体的には、大気、騒音、振動、悪臭、水質、土壌、交通環境、植物、動物及び水生生物について、今年8月から来年8月末まで現地で調査を行い、その結果をもとに生活環境影響調査書を作成し、来年12月に縦覧を予定しております。

なお、本組合では、関係地域の住民の皆様に対して、調査結果についての説明会を開催することとしております。

最後に、アクセス道路、市道小原畦田線の整備についてであります。

新清掃工場へのアクセス道路となる市道小原畦田線の道路改良工事につきましては、萩市において、アクセス道路入口となる三見畦田方面からの第1工区、第2工区の発注が行われ、それぞれ、萩市及び長門市の事業者により事業が着手されております。

今後も両市が協力し合い、市民生活にとって必要不可欠な施設である新清掃工場の平成27年度稼働を目指して鋭意事業を推進してまいります。

以上、4点御報告をいたしました。

○議長（青木賢次君） 組合管理者の報告は終わりました。

以上で、諸報告を終了いたします。

日程第4 一般質問

○議長（青木賢次君） 日程第4、これより一般質問を行います。

一般質問は、2名の議員より通告を受理しております。

一般質問の発言の順番は、通告受付順とし、

持ち時間は答弁を含め60分以内との申し合わせが確認されております。答弁される参与の方々には、質問の要旨・内容を十分把握され、簡潔かつ明確な答弁をお願いいたします。

それでは、順次一般質問を行います。

議席番号2番、岡崎議員。

〔2番 岡崎 巧君登壇〕

○2番（岡崎 巧君） 皆さん、おはようございます。長門市議会の岡崎巧です。萩市、長門市で構成する一部事務組合議会の最初の質問者となり、いささか緊張していますが、通告書に基づいて一般質問を行います。

萩・長門市で構成する一部事務組合事業の新清掃工場整備について、1問目は、施設整備の基本方針について。これについては2問ほどお尋ねします。

2問目は、施設整備に伴い、萩市、長門市の地場産業への経済波及効果についてであります。

3問目は、長期にわたり施設運営を委託される計画となっておりますが、その事業に係るリスクについて尋ねます。

以上、3問通告しています。

それでは、最初に、1問目の施設整備の基本方針の中に、周辺の環境と地域に調和する施設とするとうたっております。このことについて、環境整備を公共、すなわち一部事務組合事業として整備するものか、それとも、プラント建設の中に含めた一括発注になるのか尋ねます。

質問席からは以上です。再質問は自席にて行います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） ただいま、岡崎議員からこの施設整備の関係でこの周辺の環境の問題についてお尋ねをいただきました。そもそもこの周辺環境の関係、まあ地域との調

和等、こういった関係はまあ設備、施設の設備の基本方針ということで、既に御説明をしていると思いますが、そこにはっきりと従来のごみ処理のイメージを解消して、施設周辺の地域に調和した施設とするということを明記しておりますし、また、施設の一部を利用して、住民、市民の交流の場を確保し、地域の振興に貢献できる施設とする、こういったようなことも基本方針としてうたっております。今お尋ねでありましたこういった施設整備、その環境の問題こういったものについては、この一部事務組合でやるのか、それとも、この工事について当たりますところの事業者が行うのか、まあこういうお尋ねでございますが、もちろん、この施設内のお話は、入札を行いましてその結果、まあいろんな意味での総合的な評価をする。まあそういったことで、先ほど御説明申し上げましたが、そういった観点です、当然ながらその事業者が用意をする。もし我々が今、基本方針と違うようなことがあれば、それは当然その段階でお話をいたしますが、そのあたりはもちろんちゃんと入札の条件等いろんなことを今やっております。基本方針はもちろんその条件になるわけでありますから、まあそういうようなことで遺漏のないように、しっかり今、御指摘のこの趣旨を踏まえた形になると思いますので、そのあたりは遺漏のないように、適切な用意をいたしますように行っていきたいと思います。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） それでは、再質問に入ります。

今、管理者から一括方式ということをお願いしましたが、その施設が稼働をしますと、地区住民はもとより両市の市民や小中学校、児童生徒の見学、また、他地域からの視察の受け入れ等、考えられます。そのような来訪者へ

の配慮をした周辺の環境整備がなされるのか。具体的に言いますと、例えば、小学校の児童らが施設見学に来たとき、周辺に、例えば芝広場があったり、ベンチが据えてあったり、木陰があったり、そういうことが整備されていて、弁当をそこで食べることができると、そういうふうな周辺の環境整備がされるのかどうか。少し具体的にその辺のところ、まあ一括発注なので、描きにくいところもありますけど、その辺のところ、管理者としてどのように思われているかお尋ねしたいと思います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 先ほど、基本方針というところでお話しましたように、とにかくこの用地の一部を活用しまして住民市民の交流の場を確保する、まあこういうふうに基本方針でうたっているとおりでございます。今、岡崎議員から御指摘ございましたように、いろんな形で市民の皆さん、あるいは児童生徒の皆さんが見学に来られる。まあこういったことは今、私ども萩市も恐らく長門市もそうだと思いますが、この環境問題、学校教育の中で相当重視をされておりますので、今の萩市の清掃工場におきましても、必ず、何年生のときには見学に来る。こういうふうになっているわけであります。そういうふうに見学に来た児童生徒の皆さん、市民の皆さんには、ちゃんと一つの見学ルートをつくっておきまして、また、いろんな意味で見学できる仕組みもそうであります。今、議員が御指摘ございましたのは、まさにそうやって来られた方々のこの憩いの場といいますか、心安らぐような、お弁当が食べられるような、例えば芝生の広場とか、いすとか、こういったものを用意してはどうかということであります。恐らく、これは、今から設計等を、今から詳細はまさに事業者が詰めるわけでありますが、芝生広場になるかならないかわかりませんが、

恐らくそのような趣旨のことはしっかり踏まえて、その清掃工場、本来でありますこの森林のその林野の中につくるわけでありますから、そういったこの周辺との調和もしっかり図り、また、その施設内には植栽をし、どういう形になるかまだ全体像は図面ができておりませんので、ここで明確な御披露はできませんけれども、御趣旨に沿うような形のごことは、当然ながら考えていくと思っておりますので、ぜひそのあたりは今から、詳細を詰めていく過程で、議論をしていきたいと思っております。十分受け賜りました。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） それでは、基本整備方針の2問目に移ります。

経済性に優れた施設及び運営体制について、具体的に先ほど管理者の方からDBO方式でやりたいということを伺いましたが、このDBO方式の最大のメリットと伺いますか、それはまあ経済性ということをお伺いしますが、そのほかに、そのまだメリットがあるのかどうか。それとですね、デメリットについても、いくらか危惧しておりますけれども、その辺のことについて伺えたらと思っております。

○議長（青木賢次君） 組管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、具体的にこのDBO方式に決定をしたということで、今、報告をさせていただいたわけでありましたが、私どもこの今回の清掃工場の建設に当たって、まず一つこの効率経費、こういったような観点で考えたときに、一つは焼却炉の方式をどうするか。在来型のこの焼却方式なのか。一時期大変はやりましたガス化溶融の方式を取るのかそのあたりから議論を始めたわけでありまして。まあこれはたまたま、先般の大変原油高騰等燃料資源の高騰が実はこの世界的な一つの大きな衝撃的な事件として起こりまし

たので、ガス化溶融炉方式は、今後のいろいろな世界情勢の変化等考えて行った場合に難しいのではないかと。今、例えば、県内におきましても、この溶融炉方式を取られたところは、大変この燃料が高騰いたしまして苦慮されております。そういうようなことで、これは早い段階から落としまして、ずっと長年の実績がありますこのストーカ炉方式を採用しようとしたわけでありまして。これが一つの大きなこの財政負担、あるいは経費の面ということでの判断であります。

いま一つは、実はこのDBO方式、これが一つその長い目で見た場合に、経費の節減になる。経済的観点から言いますと財政負担が少なくて済む。これはどうしてかといえますと、DBOというのは、デザイン・ビルド・オペレーションというその三つの役割を事業者によっていただくという話でありまして、今まで一番この清掃工場等あるいは環境問題で一番大きな問題になりましたのは何かといえますと、設計あるいは建設と管理運営が別個になされている。したがって、5年たったら大改修が必要になると。この費用が膨大なものである。これは全国に自治体が非常に苦慮してきたところがございます。まあそういう中で、そのオペレーション、すなわち管理運営に当たるこの事業者が設計建設を行えば、長期的な視点で、ある程度の運営を行っていくという、まあそこで当然、一定の利益を確保する。こういったことになるわけでありまして、この最小限の費用でということになりますので、そこでは、この分離をしたやり方よりもいいだろうと。まあこれが今、全国で自治体が採用している一番今はやりの方式であります。DBO、これを採用していかうかということでもあります。

そしてこの経済性という観点から言いますと、忘れてはならないのは、今回、長門市と萩市と共同事業をした。これが別々に同じようなこの施設をつくった場合、これはそれぞれですね、大変な建設コストもかかりますし、

運営コストもかかります。まあ近接してるその隣土の自治体、まあこういったものも一緒にやっ払いこうというのも、まさに効率的なこの運営ができるのではないかと、まあこういうようなこともございました。

そういったことで、まあ、前後いろんな事情がございましたが、DBO方式を採用いたしましたこの決定の経緯でございます。まあ詳細は、いろんな問題がございます。

逆にデメリットはあるのかということですが、これが15年、20年の長期の契約になりますので、この間にいろいろ周囲の経済環境といたしますが、世界をまさに経済情勢も含めての話であります。溶融炉の問題が、あのようですね、この原油の高騰等、まあ資源の問題が大変起こったときに、対応できないと、こういう話であります。それじゃ、例えば、清掃工場の関係で、今、ストーカ炉を採用したときにどういうことが起こるのか。管理運営を15年、20年任せるときに、運営コストの約束をですね、そんな先までできるのか。経済の情勢は刻一刻変化をしている。まあこういうことありました。まあしかしこのあたりは物価の関係はいろんな意味でのサイドレターといたしますか契約ができるわけありますので、まあそういったいろんなこと。我々も相当悩みましたが、今までこのそういったDBOの長期の計画をした自治体というのは、まだまだ歴史の中で非常に浅そうございますので、我々もまだ未知の分野、未開拓の分野であります。そういった意味で、何が起こるのか。ということもいろいろ言われます。まあそういった不測の事態を、あらゆる場合を想定をしてこの契約に、このこぎつけなければならないわけありますから、今、我々もそう既に5年、10年の先進地もありますので、そういったところのことも十分学びながら、そして今、世界経済も大変混沌としております。今後一体どういうことが起こるのかというのは、予断を許さないわけありますし、まして、SPCと言

いますか、管理運営に当たるその会社のまあ親会社といたしますか、その会社が今のこの経済情勢の中で本当にずっとゴーイングコンサーンとしてですね、経営が続くのかどうか。今、大手の銀行ですらも、いったん何かあれば、経営が破たんする、こういったこともございます。まあそういったいろんなケースを想定しなくちゃいけないわけありますので、そういったことにも、十分この思いをいたしながら、今から考えていかなければならない。まあこれは、余りこのいろんなことを想定するのは杞憂にすぎない。こういうお話、考え方もあろうかと思いますが、まあそういったいろんなもろもろのこともしっかり頭に入れながら、この今からの契約に当たっていく。まだまだ時間がございますので、まあできる限り詳細な詰めを行って、とにかくおっしゃるように大変な事業でありますから、十分留意していきたいと思います。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） それでは、2問目に入ります。

施設整備に伴う、萩市、長門市の地場産業への経済波及効果について。

いただいた資料によりますと、建設費は約55億円の巨費を投じるわけです。通常の公共工事では、このような特殊プラント工事においても、外構工事を含め何らかの形で地場産業の工事への入札参加、こういうのが普通は考えられるわけです。しかしこのDBO方式は、資金面を除いた一括発注方式。結果として、民間の企業1社がすべてを受注することになります。巨額の資金を投資するにもかかわらず、この方式では、工事の入札参加は困難であり、地場産業への経済波及効果が漠然として見えません。このことについて管理者の見解を尋ねたいと思います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） ただ今議員から、この55億円という壮大な事業費を持つ事業、この経済効果をどう考えるかということで、地場の事業者にとどのような恩恵があるのか。どのような受益があるのかと、こういうお話でございます。

まあそもそもこのDBO方式といいますものは、このデザインとこのビルド、建設と管理運営を一体として行うということでありませう。もし仮に、これをばらばらに区切って発注をしていくとか、共同企業体とか、いろんなことを考えて行った場合に、それはDBOの本来の一番大事なところを失ってしまう。まあこういうことでもなりかねないわけでありませう。

今、私ども萩市の今、稼働しております清掃工場一つ見ましても、清掃工場自体はプラントメーカーの受注でございまして、そのこと自身、それを細分化をして、発注しているわけではございませう。

したがいまして、このある意味では、高度のプラントという事業でございませうので、基本的にはそういう形でDBO方式ということで、また一括ということでありませうが、このそういうふうな事業として行わざるを得ない。まあこういうふうに判断しているところでありませう。

ただし、当然プラントメーカーが事業をおやりになるにしても、そこで地元のいろんなそれぞれの分野のまあ熟達の社もたくさんいらっしゃるわけでありませうから、そういった事業者や法人、こういったものとどのような形で、まあ俗にいうと協力的なこの契約ができるか。まあ下請け、孫請け、そういうふうな形になるかもしれませうが、まあそういうようなことで、できる限りこのそういう地場の事業にも影響がといたしますか、受益がありますように。まあこういったことは当然想定されるわけでありませう。

今、萩市におきましては、一定金額以上の事業を応札された事業者に対しましては、私は必ず会いまして、そのいろんなこの下請け孫請け、あるいは資材の調達等はできる限り地元で行ってほしいと、こういう要請をしてくているところでございます。まあそういった、何がそれじゃどういうふうな形できるか、まあこういったことは、今からの話でありませうので、詳細は今、岡崎議員いろいろ御指摘ありました。御懸念されました。地元と全く無関係な形で工事が行われる。あるいは地元には、事業者には全く同じようなことができる素材を提供することができる、あるいは労務提供ができる、そういったところが全くよそからですね、このすべてが来ると、こういったことはないように、まあこういう思いは私ども持っておりますが、事の詳細は今からまさに詰めていきますので、今、お話を聞きましたことも十分念頭に置きながら、今後の詳細を詰めていきたいと思っておるところであります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） ええとですね、よくわかりました。ということは、一部事務組合の管理者として、下請け、まあ孫請け、どういうふうな形になるかわかりませうが、その指導していくと、指導していくと言うんですか、お願いと言うんですかね、されるということ。

それとですね、まあこの運営しだしたらまあここ書いてあったんですけど、施設運営では、SPC、特別目的会社っていうんですかね、運営管理会社をつくって運営するということのお話なんですけど、これには地元雇用というのは当然考えられるでしょうし、その特別目的会社にですね、地元の企業の資本参加ということは念頭に置いておられますかね。どうですか。それをちょっとお答えいただけたらと思ひます。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 特別目的会社、まあこれはまさにオペレーションの管理運営に当たるといって会社でありまして、これは当然ながら、このデザインとビルドを行った法人がまあ一括して行う。これは恐らくそのためのこの管理運営を行うための目的となるその会社の設立にはなるとは思います、このデザインとビルドをやった同じ法人の系譜、系列になるわけでございます。

そして今、一つ初めに雇用の問題を言われましたが、当然そこでは管理運営に当たるこの雇用があるわけでありまして、これは地元でぜひお願いをしたい。まあこういったことはある意味で当然でありますし、それぞれの先進地をごらんいただいておりますが、まあそういうふうな形で運用されております。

そしてその中で、この今のSPC、特別目的会社に対しまして、地元の資本参加をすることがケースとしてあるかどうかという話がありますが、まあこのあたりは今からの話がありますが、一般論としてはですね、これはいろいろあると思うんですね。やはり効率的な運営をということになりますと、この今、デザインも建設もやったところで、もうすべてやりたい。こういうふうな希望も当然出てくると思いますし、そういった得意な分野がある会社、そういう技術、特殊なですね管理運営の技術を持っている会社が地場であれば、まあそういったものの参加ということも、それは想定はされると思いますが、今、私がここで、具体的にそれはぜひやりたいとか、やるということをお約束するようなちょっと段階にはまだならないと思います。いろんなケースもございまして、各先進地いろんなケースがあります。今、おっしゃったようなことをやっているところもございまして、十分いろんなことを今から勉強しながら、対応を考えて行きたいと思っております。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） それでは、最後の質問に移ります。

長期にわたり施設運営を委託される予定となっておりますが、この事業に係るリスクについて尋ねます。

まず最初に、委託期間について。何年ぐらいで委託されるのか。その期間についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 期間は各このDBOのいろんな方式をとってるところを見ますと、15年もしくは20年、まあそのあたりが多いように聞いておるところでございます。

これは何がポイントかと言いますと、建設をしたDBOの一番のメリットは何かと言いますと、設計、そして建設を行った事業者が管理運営をする。これはなぜかと言いますと、一番多い今までの清掃工場の問題点は、3年、5年、10年たったときに、何かすぐ大規模改修をしなくちゃいけない。まあこれに途方もない金がかかる。まあこういうようなことであります。で、今、いろんなケースを調べてみますと、大体10年から15年が一つの山。この大規模改修のですね。そうしますと、その間に、恐らくそういうふうな形で一括発注をしていくとすれば、できる限り大規模改修を後ろにずらすような、そういう努力を当然会社の、法人の方でやる。まあそういうことになれば、15年以降からまた一つの山が20年でまあ1回ぐらいは大規模改修が出てくるのかなあということでもありますから、基本的には15年以上というのがまあ一番多いわけでもあります。そのあたりは今後のいろんな状況を、まだまだ相当時間がありますので契約までに、そういったいろんなケースがあるかどうかと思っておりますので、まあそういった期間

というものについては、まあおおむね15年以上かな。場合によっては20年かな。そのあたりのいろんなことをもう少し詰めて考えていかなければならないと思いますが、15年未満となりますと、このDBOのですね、このメリットというのがやはりそこで失われてしまう。大規模改修の時間を後ろにしていくというですね、そういったようなことを大体こう聞きますと、長門の場合も萩の場合も、まあいろんな事情はございますけれども、大体、10年余りで、大体大規模改修に入っておりますので、まあそういったことを避けたい。まあそれは恐らくこの方式をとれば、できる限りそのいろんな延命努力をされて、もうそもそも建設の時点からですね、不効率なところは避けて行われると思いますので、そういったようなことをもろもろ考えますと、まあ15年ぐらいのことが一つのポイントになるのかなあと、こういうふうに思います。

なお、今からそのあたりについては、一生懸命、他の事例も含めて勉強していきたいと思えます。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） リスクについて少し伺いたいと思いますが、このDBO方式というのは最近のはやりというあれではないですけど、で、今、この方式が一番こう採用されていますが、ただこの方式がですね、まだ完結してないと。今、皆、現在進行形で、まあ10年たったとか15年たつてるとかいうのがあると思うんですけど。だからその結局ですね、リスク負担の積算というんですか、どういう問題がそのときに起こったかというその積算とかですね、その間に起こるさまざまな課題等がですね、精査・検証というのが当然なされないわけです。完結していないですから。だから、その長期の契約どおり、また契約どおりにそのうまく話が進めばいいんですけど、その辺のところを危惧するんで

すけれど、その辺のところは管理者はどのように考えられておられます。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、私どもはDBOを採用したときのまあ大きなこの財政負担といいますか経済的負担、組合にとりまして、それは一番大きいものは何かというと恐らく今までのずっと全国の例を見ますと、発注を受け、そしてその設計建設をして、それがなかなか先ほど来、申ししておりますようにうまく運営が続かない。すなわち何かといいますと、大規模修繕が数年後に出てくるというですね、しかもそれは繰り返し繰り返しくる。私どもも今ままで、過去のやつ見ましても、大変な出費になっておるわけでありませう。これを避けるということがまず一つ。まあそういった意味でのリスクですね。

で、今、御指摘がございましたリスクといいますのは、まあいろんなことが考えられるわけでありませう。我々は今、経済というのはまさに生き物でありますから、来年どうなっていくかというのはわかりませう。一番大きなリスクは、契約をしている会社が倒産をする。こういったようなこともないわけではありませう。こういった場合にどういうふうに対応するか。これは、そういったいろんなケースに分けて契約でですね、いろんなことをうたわざるを得ない。今、経済の実情はデフレであります、今のようなこの日本の経済運営、財政運営やっておたら恐らくこれは将来、場合においてはハイパワーインフレーションになるかもしれない。まあしかしこれは契約をですね、低い契約を金額で約束してたらむしろ事務組合にとっては得じゃないかと、こういう議論がありますが、これは恐らく物価スライド条項とかいろんなものを用意することになると思うんですけど、だから我々が想定していないような事態が起こるのではないかと。これはさっき溶融炉の話をして

ました。これは、まさにこの鉄鋼会社の溶鉱炉と同じようなことの仕組みをつくっているわけですね。途方もないこの熱量を必要とする燃料が要るんですね。コークスであったりあるいは重油であったり。これが、値段がぼんぼんと上がったときに、本当に予見もしてなかったからこの溶融炉方式を採用したところ、例えば沖縄では、ある小さな町ではですね、結局その費用が出なくなった。だからごみの山になってしまったと、まあこういうふうなこともまあある意味ではこの将来そのリスクを予見できなかったことによる問題点だろうと思います。今回もですね、そういった意味ではどういうケースがあるのかというですね、今おっしゃったようにDBO方式をやって20年たったところはないでありますから、まさに今からこのいろんな問題、10年たった後、15年たった後、どういうふうな問題が出てくるのか。まあそれは経済が本当にすべて平穏で、安定した状況にあればともかく、まあなかなか今のように1年先2年先はだれも予見できないようなときに、こういった15年、25年の契約をするのかという話は、まあそれから私も相当議論をいたしました。内部でもですね。なかなかDBOについても、私自身も、この相当の50億を超える大投資でありますから、慎重の上にも慎重を期し、なかなかこのはっきりした結論を出すまで時間がかかりましたが、まあしかし今、与えられた条件の中では、DBO方式がですね、まあベストとは言わない。セカンドベストぐらいかもしれませんが、そういう中での一つの選択であろうと、こういうふうに思います。岡崎議員がおっしゃいましたように、まさに不確定要素というのが多分にある。まあそういったものをどう避けていくかということも一方で考えなければならない。御指摘のとおりであります。

○議長（青木賢次君） 2番、岡崎議員。

○2番（岡崎 巧君） 先ほど管理者がですね、大体15年ぐらいをめぐりにとお答えになりましたけど、これがですね、私たち昨年、長門市議会文教厚生委員会ですね、鳥取中部ふるさと広域連合のほうきりサイクルセンターというところに行政視察に行きました。そこでもですね、あのまあお話っていうんですか、研修を受けたんですが、そこでは、施設運営はプラントメーカーと地元企業の会社で設立し、その会社が運営を受注している。またですね、こういうことも起きました。

施設稼働から15年間ぐらいまでは、通常の点検整備でリスクに対応できると。これから後のですね、例えば3年、あるいは5年、更新したいというときには、プラント全体のオーバーホールというんですが総点検をしないとその委託契約を更新しないというような話を伺っております。だから、先ほど管理者が言われましたように、15年ぐらいなら何とか良いかないという希望を持っていますが、まあ長ければですね、結局平準化して予算が使えて、まあ長い方がよいような気がしますけれど。

それとですね、もう一点は、ごみ焼却量の予測です。ごみ量は、人口の減少に伴い、必然的に減っていくでしょう。このごみ量予測は、今までの10年とこれからの10年では、今、問題視されてます地球の温暖化、CO₂の排出規制とかいろいろな環境問題、これを考えれば、その、今以上にさまざまな課題に対処していかなければならない。そういうことですね、結果としては激減、あるいは革命的な科学技術の進歩、それとかさまざまな創意工夫、改良により想定したごみ焼却、ごみ量の激減ということが考えられるわけですよ。この可能性ももう全然否定できないわけです。だからあんまり長期にわたる委託契約というのは、リスクをどのようにとらえるかということで、もうほんとにまあ大変だろうと思っています。

それとですね、私個人的には、このごみの

焼却施設というのは、公費、税金を燃やす施設だと、こういう思いが強いわけですよ。このことをかんがみればですね、例えば、施設規模と施設規模じゃない、ごみ焼却量の予測量を見誤るとか、この話はですね、さっき話しましたほうきりサイクルセンターの説明の中で、施設規模とごみ焼却量の予測値を見誤ったために、結果として高い投資をしたと言う話を伺っております。今、私たちが契約しようというのはそのごみ量を長期委託契約なんですけど、こういうことが起こればですね、ひょっとして過大投資と。先ほど管理者が言われましたが、慎重に慎重を重ねてという言葉をいただきますと、そういうふうにはですね、しっかり精査をして、この事業を進めていただきたいと思います。管理者の、この最後の質問にしますけれど、答弁をお願いします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 現時点で今、御指摘のように、いろいろ不確定な要素が多々ございます。例えば、ごみの量というものをどう見るか。これは確かに、今、その人口が減っていくという状況。あるいはこのいろんなリサイクル化が進んでくること。まあ最近この萩市の状況を見ましても、ごみの量はかなり減ってきております。まあこのあたりを今から15年単位で見たときどうかという話がありますが、まあそういった状況があるからこそ、長門市さんと協力をして一つの清掃工場にと、こういう思いを込めたつもりでございます。まあ二つの市が共同であれば、今のごみの減量というのはかなり事情として、変わってくるだろう。今、清掃工場のじゃあ運転の時間をどうするかとかまあそういったようないろんな形の調整の可能性もございますし、もう一方、今言われました、ごみに対するその措置について、たとえば革命的な技術が発見される。これは15年20年ではひよ

っとしてあるかもしれません。そういったようなこと。あるいは天変地異によって、例えば、施設が壊れるとかですね、そういったようなこともあるかもしれません。いろんな意味での不確定要素はたくさんございますが。まあしたがってあんまりこの30年40年というのは、これは無理だとしても、まあ15年20年というのを一つの基軸に、しかしそのいろんな事態、想定されるケース、特に価格の変動、こういったようなものは詳細な契約の中でいろいろ手当ができますし、そういう不測のこともある意味では恐らくこの事業者の立場からいけば、そういった本来その自己の責任に帰するものではないいろんな外的な要因で、事業ができなくなるとかそういったものをすべて事業者の責任にされるということは、恐らく受け入れないわけでありますから、いろんなその契約内容を念査をしていくこと。まあそういうようなことで、ある程度問題は、回避はできるだろう。まあしかしそういった不測の事態に対するまあ行政側の応分の負担ということも当然求められると思います。したがって、この15年、20年ということについてのDBOの問題はまさにそこにあると私も思っておりますけども、そういう事態も十分考えながら、契約等においては慎重を期したい、まあこういうことでありますので、きょうの御指摘は十分念頭に置きながら、今後対応を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 岡崎議員の質問は終わりました。

続いて、議席番号1番、阿波議員。

〔1番 阿波昌子君登壇〕

○1番（阿波昌子君） 皆さんおはようございます。私は長門市議会の阿波昌子と申します。よろしく申し上げます。私は2点質問いたしたいと思います。

1点目、環境問題への対応について。2点目、施設整備事業について、の二つにいたします。

それでは、1問目の環境問題への対応についてお伺いいたします。

現在、生活環境影響調査を実施されていますが、供用開始後の環境面の調査については、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

それではあとは自席で行います。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） ただ今、阿波議員からこの環境の問題につきまして生活環境影響調査について、特に供用開始後のことでお尋ねがございました。まあ供用開始前といいますか、現在まさに先ほど御指摘ございました。あるいは報告でも申し上げましたとおり、1年かけて、まさに環境調査を今行っているところがございます。この内容結果等は当然この法に基づきまして公衆のこの縦覧に供する。まあこれは当然であります。今、お尋ねがございましたのは、使用開始後の環境調査ということであります。これは、例えば、排ガスにつきましては、これは法でちゃんと決めてありまして、ダイオキシン類の対策特別措置法、あるいは大気汚染防止法等々関係法例でかなり詳細にわたってこの規定がございます。ダイオキシン類、あるいは煤塵、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、まあそういったもろもろのもの、これに準ずるもの、ございますが、こういったものを定期的に調査をすることを義務づけられているわけあります。

また、この清掃工場では、多量の水を使いますので、この地下水を使用することになりますので、周辺の井戸の水位、まあこういったようなことも調査を行う、まあこういったようなことで環境、周囲の環境に影響がないか、

まあこういったことはいろんな形で法にも義務づけられているものもありますし、私どもが実体として行うもの、いろんなものもございます。

そして、その結果については、当然ながらこの結果を公表する。組合のホームページはもちろんでありますが、萩市、長門市のそれぞれの広報誌、こういったものを通じて、公表していくこととなります。今、現時点でも当然そういうふうな形でいろんなこと、努力がされているわけありますので、そのあたりはこの周囲の住民の皆さん、御心配がないように十分意を払っていくつもりであります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） 今、管理者の方からの、最初に説明がありましたからわかるんですけど、8月から来年の8月まで調査をして、そしてそれを公表するというふうなことをおっしゃいましたね。それは広報誌とかで説明、情報公開する。それで、説明会はどこでなさると、聞き逃したんですけどもごめんなさい、もう一度あの、住民の方を集めて説明会をなさるんではしたかね。すみません、お願いいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 法に基づきまして、そして私どもが今、この一部事務組合を設置するこの生活環境調査結果の縦覧等手続きに関する条例を今、つくっておりますので、条例のまあ、例えば4条をごらんをいただきますと、縦覧の場所は決まっております、事務組合の事務局とか、その周辺地域におきまして私どもが必要と認める場所とか、そういうようなことで縦覧期間は告示の日から1カ月をするとか、まあそういうようなことは詳細に決まっているわけあります。

特に今、説明会をというところは、まあ今

後の話であります、具体的には今、考えているものではございません。いろんな形でその地域、一番関係のあるところにとりあえずこれ今、そういう調査を行っておりますのでその調査の結果は当然公表していくと、こういうことでもあります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） わかりました。それでですね、そういうふうな情報公開もされて、一生懸命調査をしますけれど、あの地域に迷惑をかけないような、ダイオキシンとか臭いとか、騒音とか地下水とか、まあ煙など万全の環境対策を施したつもりであっても、またそれ供用開始してから住民からの苦情とかトラブルとか、そういうのが出ないとは限らないと思います。そのときどのように対処されるのか。まあ環境見守り隊をつくるとか委員会をつくるとか、そういうふうな住民の組織はつくられる考えはあるかどうかお尋ねいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 議員も御記憶あると思います。あのダイオキシン問題のときにまさに全国上げてですね、その各津々浦々に至りますまで、そういった問題についてはまさに議論になりました。したがって、そのそれぞれこの国におきましても、ダイオキシン類対策特別措置法とか、法令でがんじがらめになる程、今、規制が厳しくなっているわけでもあります。私どもはその規制の中で、当然この義務づけられたことをやっていくわけにありますので、今申しましたようなそれぞれのこの環境調査、そういったものを行った上で、そしてそれを公表していく。もしそれが基準値を超えれば、これは当然ですね、このそれぞれ法に定めたこの一つの手法を取らざるを得ないわけでございますので、まあその

あたりはもう個々に、例えば悪臭の場合とか、ダイオキシンの場合とかいろいろ個々に定められておりますので、そういったことで遺漏のないように、とにかく地域の皆さんが不安を感じられることのないように、実害はもちろんあってはならないわけでもあります。この風評被害とかそういったこともあり得るわけでもありますから、そういったことがないように、十分一つそのあたりについてのこの議論はしていきますし、用意は周到に行っていくたいと思っております。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） それでは、今、お尋ねしましたその住民による、その地域の住民による、あの何ていいますか、見守り隊とか、見守り委員会というふうな組織はお考えじゃないということですね。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） とにかく、一つはこのSPCという管理運営に当たる会社があります。特定目的会社ですが、ここの方でモニタリングというですね、しっかりしたチェック調査をやります。そして私ども一部事務組合は当然、その、この施設の会社もチェックをするそういう立場でもございますので、まあそういった中でももちろんいろんなモニタリングをしていくわけでもありますので、そういった中で、もちろん地元の皆さんがそういうことで懸念があれば当然地元の皆さんとも話し合う、まあそういうようなことで、もしこの住民の皆さんが組織をおつくりになるのであれば、そういったその組織といろんな意味ですね、意見交換も当然行っていくことになるわけでございます。まあとにかくこういったこの清掃工場がもたらします、例えば悪臭であるとかダイオキシン問題とかいろんな大気汚染とかいろんな問題は、これはと

にかく、一番ですね、清掃工場設立に当たって大事なことでありますから、かつてのような我々が今、清掃工場、今、萩市の清掃工場つくった時点とはもう天と地ぐらい違うわけですね。いろんなこの厳しい規制がございますので、そういったそれぞれの中でやっていくことになります。まあそれは恐らく先進地ごらんになっていただけていると思いますが、それぞれの地域で大変な厳しい二重三重のチェックをやっておりますので、今、現在、長門、萩それぞれの清掃工場が今、稼働しておりますが、ここでも同じようなことを今やってきているわけです。だからそういったことを我々はもう既に経験をしている、実績を持っておりますので、今回は規模が大きくなりますがそれ以上のチェックシステム、この注意を払っていかねばならないと思っております。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） わかりました。これらの調査がまあ快適で安心して生活できる環境づくりの的確な調査であってほしいと思います。それで1点目はこれで終わりたいと思います。

続いて2点目に入ります。施設整備事業について。

まず1点目は、造成工事からプラント工事までの期間が短いように思いますけれど、施設整備後に問題が生じることがないのかお尋ねいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 造成工事が比較的短いということでもあります。確かに本当はもう少し長ければという思いもございますが、しかしこの今、清掃工場の建設に当たっては、単にこの造成した土地にぼんと乗せるだけではなくて、そこには当然ながら基礎工

事が行われるわけでありまして。杭を打つとかいろんな形でその地形、地質に応じたところのこの建設が行われます。もしこの調査の結果、その不安定なふわふわした土地であれば、当然杭を打つことになります。例えば今この萩のこの庁舎のこの場所ですけれども、ここは昔水田でありました。かなり下までいかないと岩盤がございます。これは消防署の建物を建てるに当たっても相当の杭を打っていますね。鉄の杭を。まあそういうようなことは当然、あの建築基準法上、いろんな定めがございます。まあそういうようなことはもちろん遺漏のないように。ましてこういうこの清掃工場でございますから、途中でひび割れたり壊れたり、こういったことがあってはならないわけでありまして、確かに造成そのものは短時間でございますが、この建設に当たりましてはこの構造計算等やりましてちゃんとですね、この地盤沈下とかそういったことがもちろん起きないように努力はいたしますけれども、支障のない基礎工事をしっかりやっていこう。土質に応じましては、石灰処理等のまあ地盤改良、こういったことも当然行われ得るわけでありまして。また、この法面もございますので崩落が起きないように安定勾配で施工できるように、まあそういった努力もしているわけでありまして、まあそこは、今、御指摘いただきました。十分その担当の方もわかっておりますので、今後事業者の方、具体的に工事が始まる時にですね、そのあたりについては十分、まさに事業者自身が一番これは長期間のですね、大変長い期間のこの事業実施をする、オペレーションをやるわけでありまして、変なことになったら自己責任になります。まあそういうようなことがまさにこういったことDBOであればそういったことも含めて、慎重の上にも慎重を期して事業者が決定する手法ですね。そういったことになろうかと思っております。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） だから造成地はですね、山を削って埋め立てられた用地だということですけど、そこからまた10メートルも高い。この前、見学させていただいたところなんですけど、10メートルぐらい今の道路より高くなるよというような説明がありました。それでまあそれは、一般の住宅を建てるにしても、山を崩して埋めてたところへすぐに家を建てないで、やっぱり自然に雨、風に耐えて、少しはこう固まって家を建てるんですね。そうしたときの個々の基礎と、すぐできた、埋め立ててすぐ建てる時の基礎といたら工事費が随分違いますかね。あのやっぱり杭が太くなったり数が多くなったりというふうなことがありますか。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 私は専門家でないので余り個別のことについては自信を持ってお答えできる状況にはございませんが、とにかく造成地であるということ。まあそれは確かに御指摘のとおりでございますが、要はそういったですね、非常にこの安全をこの期すべきこの施設でございますから、今の土木建築の技術の粋を集めて、ちゃんと安定した形で行い得る。まあこれはまさにこのビルドとデザインとそしてオペレーション全部をやるわけでありますから、途中で壊れたらそれはまさに事業者の責任になってまいります。そういうようなことは一番事業者が細心の注意を払って行く。もちろんデザインの段階です、地形や土質やいろんなものを詳細に検討した上で、着工されるもの、こういうふうにお聞きしているところであります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） そういうふうな造成地ではありますけれども、しっかりした基礎

の上で上屋が建つように願っております。

それでは続きまして、ごみ運搬車両の進入路について、現在整備を計画されているアクセス道が災害等で通行できなくなった場合の対応についてどのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、確かに、この畦田から進入路を今、建設をしているわけがあります。とにかく、清掃工場までの距離、1.2キロであります。これを今、急いでそれぞれの工区に分けてまして工事を行っているところでございます。

議員御指摘のように、もしその道路が例えば集中豪雨等で法面が壊れるとか、そういったことによって通行ができなくなる。パッカー車が運行できなくなる、こういった事態も当然予想しなければならないわけですので、まあその場合は現在、このありますところの小原の集落からずっとその萩市の倉江からずっとつながっています県道萩三隅線、まあこのあたりの利用を考えざるを得ないと、こういうふうに思っております。ただし、この県道萩三隅線はかなり狭隘でございます。まあそういったようなことで、今後できる限り、県道のまあ少なくとも離合の場所とか、まあそういったようなことの整備もですね、県の方にお願いをしていかなければならないだろう、こう思っておりますが、現在でも一方的にこのパッカー車、通ることは可能でありますので、離合とか何かが大変だろう、まあこういうことであります。まあそういったことも今後、27年以降の運行に当たりまして少し考えていかなければならない問題だろう。特に集中豪雨、昨今大変ですね、今までに予想し得ないような雨量がどっと降ってきてまして、法面崩壊、こういったこともあり得ますので、そのあたりは御指摘のようにしっかりこの代替的な運行路、このあたりについ

でも頭におきながら、この準備をしていかなければならない、このように考えているところであります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） 開通して間もない萩三隅線のあの高速自動車道ですかね、あれもですね、今年の集中豪雨で一時通れなくなったことがありますよね。そういうふうにも今も片側通行、今、工事をしているようです。あそこだろうと思うんですけど、そういうふうなときに、旧道があったとか鎖峠、今までの道路ですよ、あつちは通れたようでして、長門から萩に通われる方はとても助かっていらっしゃると思います。まあそういうふうにはやっぱりあの複数の道路が、施設には必要じゃないかなと思うんですよ。それでこの前見せていただいたときにですね、あの玉江の方から入ったんですか、玉江浦っていうんですかね、それから入って、倉江を通過ってあの小原の前を通過って現地まで行ったんですけれど、行くときにですね、あそこの道路をこう通ったときに、車の道路が大体狭いですよ、狭くてそして今度は歩道もないじゃないですか。それで片方にはもうちょっと広いところもありますけど、そこは船がとめてあって広場になっているけど大方あれは漁業者が作業なさるところじゃないかな、車もとめてはありましたけれど、そこは道路としての機能はないわけですよ。だから道路そのものは細いしですね、すぐ道路のそばにお家がたくさん密集して建っておりますからね、子供さんやお年寄りなんかはぱっとこう出られたりですね、やっぱり事故でも起こったら大変だと思うんですよ。私たちが車で通っても何か危険を感じたところなんです。それでまたその先に行きますと、今度は山陰線の踏切が2箇所こうありましたよね。横切って、そして三見に行く道と、小原へ上がる道のところまで行ってですね、またそれから

上がったんですけど、その三見に上がる道までは市道の萩市道なんです。て、聞きましたがそうですかね。それまで、それが三見に行く道は県道ですよ。それは間違いないですかどうですか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 萩三隅道路は県道でありまして、その県道を我々がずっとですね、今まで小原の皆さんはその県道が唯一の生活道路でありました。それが、ああいうふうに狭隘でかつ離合もできないような道路、まあこれは県内でも、最大の悪路ではないかと、こういうふうに県にこのずっとお話をしてお願いをしましてまいりましたが、なかなか直らない。したがって、実は小原からこの畦田に抜ける私どもは林道で手当てをしよう。まあとにかく小原の皆さんにとってみれば生活道路がこういう状況にある。まあとにかく小型トラックでも来たらもう離合はできない、こういう話でありますから、まあそういうようなことで、ちょうど今、林道の工事をやっていた最中、この、その林道を切りかえまして今、市道という形でとりあえず畦田から1.2キロは清掃工場への道、そしてまた、清掃工場からずっと海岸線までの道、まあこれについては、この2キロになりますけども、その整備もあわせて行ってこうという計画を持っております。ただ、県道の方はですね、これは今、言いましたところの海岸線に出るまでは市道でございますが、県道の方はもう少し何とかしてもらわないとこれは大変だということ話であります。今、おっしゃるように、いろんな問題がございますので、これはあわせて、少なくとも一部このそれぞれの地域で地区で離合ができるような場所もですね、踏切の場所の話も含めて、考えていかなければならないと思いますので、27年供用開始までにそのあたりもある程度お願いをしていかなくちゃいけないのかな。そのときはぜひ

長門からも御支援いただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） 玉江浦とか倉江地区の方は、結局、もし、向こうがアクセス道路がだめになった場合はそこをやっぱり通るわけですね。そうしたら、やっぱり、あの何て言ひますか、ごみを、自分の家の前をごみを積んだ大型車がですね、大きな車が رفتり帰ったりするというのはほんと大変、安心して生活ができないのじゃないかなと思ひます。それであの、この何て言ひますかね、ごみというものはやっぱりストップできませんから、もうどんどん運ばないといけないから、せっかくいい工場ができてるんですからね、あそこから入れるようにしてあげるべきじゃないかと思ひます。それで管理者の野村市長さんも何かこうだいぶこう働きかけていらっしゃるだろうと思ひますけれど、その道路、県道、違ひますかね。県道を広くしてほしいというような要望もされているんだと思ひますが、この際ですね、あの長門と萩がですね、一緒になってあの副管理者の南野市長さんと管理者の野村市長さんが一緒になってですね、県に要望されて、せっかくいい工場ができたのに、アクセス道路、複数の道路がやっぱり欲しい。迂回路が欲しいということ強く二井知事に、県の方へ働きかけて、県の予算でですね、その県道をよくしてもらうように、お願ひしていただくことはできないかどうか、お二人にお尋ねいたしたいと思ひます。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 今、あくまでもこの市道畦田から清掃工場へ行きます道が万が一、この何かの事故でですね、この交通が難

しくなったときのまあ代替道路でありますから、まあそういうことがまずないことを祈るわけであります。しかしそういったことは用意をしなくちゃいけない。だから一応、その今の工場からこの日本海といひますか、海のところに至ります2キロも、これも今、一応整備の計画を市道として行っているわけでございます。そして、今、御指摘ございました玉江浦から通っていく道、この人家の中を通っていくというのは、本来の県道その萩三隅線であります、実はあれが余りにも狭隘で、人家の中を通りますので、今、私どもは、玉江浦の漁港の方にバイパスを作りました。バイパスはかなり広いもんでありますから、そちらを通りますと少なくとも、あのまあ、ちょうど街中の線路の玉江駅のすぐそばの、細い道を通っていく。これは離合はできません。これはもしパッカー車が通ったら大変なことになりますので、もしそういったときは、この海岸の、要するにその玉江漁港のところの新しい道を通ってもらうことになるだろう。しかし、倉江のちょうど人家がなくなってこのまさにその海がきれいに見えるところ、萩で一番まあ景観が、海の景観としては一番きれいだといわれるところ、それ以降の話がですね、かなりまだ狭隘でございますので、ここは御指摘のように、できる限りこの全部をですね、例えば7メートルにしろなんということ、これはまあ夢のまた夢かもしれませんが、部分部分を離合できる場所、まあこういったようなことで今から整備をお願ひしよう、まあこういったことでありますから、もちろん、南野副管理者と共にですね、これは頑張っていくますが、まあ言ひだしっぺの阿波さん、阿波議員におかれましても、ぜひ一緒に陳情に行つていただくなり、まあ御協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議長（青木賢次君） 1番、阿波議員。

○1番（阿波昌子君） あの玉江の、だから駅の前を通る細い道ではなくて、今、私が言ったのは今、そういうふうな玉江浦の漁協ですかね、あれ。そこから曲がって入る道のことを言ったんですけど、もっとあの細い道なんです。あれはちょっと私も通るのは大変だなあと思いますが、今の道でさえですよ、海岸ベリが大分こう広がってはいるけれど、何て言うかな、そう漁業者の作業所があるから広く見えるのであってですね、道路そのものはあんまり広くはないですよ。まあ通れんことはないですけど、あのやっぱりそういうふうな大型車が通るのであれば、交通事故があつてからでは遅いと思うですよ。だからあの海岸ベリもできるだけ広げるといふわけにもいかないかもしれませんが、あの倉江から、そう、とにかく小原の入口のあの線路を越していくような狭隘とおっしゃったその部分だけでもですね、あの供用開始に間に合うように、27年の供用開始に間に合うようにですね、できるだけ強く県に要望してほしいと思います。私もできることは協力させていただきますけど、野村市長さんと南野市長さんが管理者、副管理者でいらっしゃると思いますので、もうぜひ働きかけて、供用開始までに私はスムーズに通れるようにしてほしいと思います。強く要望して終わります。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 再度お尋ねがございました。あの今、一応その漁港のところ、まあ漁業協同組合から入っていくあの道がありますが、あれはまさに漁業集落の集落道として整備したものでございまして、あれがないときは、唯一玉江駅の細い道をですね、ここで離合はできない、朝夕は大変なラッシュでありました。まあそれを今、一応その集落道つくりました一つの理由は、救急車両、消防車両がなかなか離合できなくて行けないと、

こういったような事態も実は過去にございましたので、この集落道をつくったんであります。あれは狭く見えますが、かなり堂々と離合もできますので、まあそういったところで、まあその、あくまでもこれは緊急避難の場合の利用であります。まあそういうようなことで、とにかく今回、今、その造成をしております第一期工事、第二期工事の畦田からの道、まあこれをまあ少々雨が降ってもですね、法面が崩れることのないように。今、崩れておりますのは、大体県道であります、私も市道は今まであまり崩れない、しっかり頑張つてやっておりますので、もし万が一のことを備えまして、県道萩三隅線の、要するに、そのむしろ倉江から山の中に、海の海岸線に行ったところのですね、離合の場所が非常に少ないものでありますから、その関係をですね、整備をお願いしていこうと思っております。これは今、まあそういう計画でありますので、ぜひ南野副管理者とも、そしてまたこの一部事務組合の議員の皆さんともですね、一緒になって頑張っていきたいと思っております。どうぞ一つ、御協力をよろしく申し上げます。

○議長（青木賢次君） 阿波議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問を終了いたします。

日程第5 議案第31号及び議案第32号

○議長（青木賢次君） 次に、日程第5、議案第31号及び議案第32号を一括して議題といたします。

議案第31号 平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第32号 指定金融機関の指定について

○議長（青木賢次君） 提案者より、提案理由の説明を求めます。組合管理者。

〔管理者 野村興兒君登壇〕

○管理者（野村興兒君） それでは、本定例会にお諮りいたします2議案につきまして、御説明を申し上げたいと思います。

まず議案第31号平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ810万1,000円を減額し、予算の総額を、2億8,503万7,000円とするものであります。

このたびの歳出予算補正は、新清掃工場の建設事業手法を公設民営のDBO方式とし、施設整備と運営を行う民間事業者の選定を総合評価落札方式で行うことから、第4款衛生費、第1項清掃費に、新清掃工場の運営に係る基本設計業務委託料1,065万円と総合評価落札方式導入に伴う事業者選定検討会開催の追加経費として学識経験者の報償金15万円を計上し、第2款総務費、第1項総務管理費に、施設建設等についての専門的助言を受けるための技術参与報酬41万5,000円と、職員給与等負担金の追加分25万円を計上するものであります。

併せて、先般、入札を執行した生活環境影響調査業務委託の入札減を減額し、歳入歳出予算の調整を行った結果810万1,000円を減額するものであります。

次に、議案第32号指定金融機関の指定についてであります。これは、株式会社山口銀行を本組合の指定金融機関とすることについて、組合議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案について御説明を申し上げました。

○議長（青木賢次君） 以上で、上程いたしました議案に対する提案理由の説明は終わります。

これより質疑を行います。

まず、議案第31号平成22年度萩・長門

清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑を行います。質疑はありますか。（「質疑あり」と呼ぶ者あり）5番、長尾議員。

○5番（長尾 実君） 補正予算書があります10ページに、まあ一般管理費の中で技術参与報酬として41万5,000円計上してあります。これについて少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（青木賢次君） 事務局長。

○事務局長（平田幸三君） 技術参与報酬について御説明申し上げます。

これは新清掃工場ですね、整備運営事業の、今からまあ仕様書といいますか、あの実施方針を1月に公表するまでに、作成いたします。その際に、もちろんコンサルタントに委託しておりますが、それ以外に、実はプラントメーカーで、実際のごみ処理施設を設計施工された実務経験者、もう定年退職されて萩にお住いの方でございますけれども、その方を技術参与として、事務局の方へお願いしたいと思っております。

それで、身分的なところは、非常勤特別職という考え方にしておりますが、通常週20時間以内という考え方で、年間100万、毎月8万3,000円、その22年度分を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（青木賢次君） 長尾議員。

○5番（長尾 実君） そしたらこれは当然、あの22年度の予算計上ということですが、あの23年度についても当然この基本設計が終わるまでという期間でとらえられるということでしょうか。

○議長（青木賢次君） 組合管理者。

○管理者（野村興兒君） 技術参与のことについては、今、この補正予算として計上した経緯は、今、事務局から説明を申し上げたとおりであります。とにかく私どもこの事務組合の担当者は、まあいろいろ今、清掃工場等やったことのある経験はございますが、ある意味では素人なんですね。で、その相手はまあ相当いうなればこのプロの世界であります。要は今、例えば、いろんな意味ですね、御指摘をいただいたようなこと、これをですね、先ほどDBOのいろんなこと。我々もわからないことたくさんあるわけですね。で、コンサルの方はもちろん何であります。コンサルの方もある程度、いろんな意味で何であります。全く別の角度からこのいろんなアドバイスをいただくとか、チェックをいただく。そういった趣旨のお願いをした参与の方であります。まあこれだけの事業量のものでありますから、二重三重にチェックをしたいと、こういう思いを込めての話でありますので、まあ今後、今、おっしゃったように基本設計等まあ終わるまではですね、そういうようなこと、また、どういうふうな過程になっていくかわかりませんが、しばらくはそういう形で御尽力をいただきたい。まあ本当にこのわずかな薄謝で非常に恐縮をしておりますけれども、まあとにかく、先ほどの御指摘をいただきましたもろもろのこともございまして、まあいろんなことをですね、遺漏のないように、ちゃんとこの私どもは素人集団でまあとにかくこの過去もいろんな問題を起こした経緯もございまして、とにかくちゃんとやっていこう。まあいろんな方々のアドバイスもいただきながら、こういう思いを込めての一つの採用でございます。どうか御理解をいただきますようによくお願いいたします。

○議長（青木賢次君） ほかにありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）ないようであ

りますので、質疑を打ち切ります。

次に、議案第32号指定金融機関の指定についてに対する質疑を行います。質疑はありますか（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

以上で、議案質疑を終わります。

討 論

○議長（青木賢次君） これより討論を行います。討論はありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（青木賢次君） 討論なしと認めます。

表 決

○議長（青木賢次君） これより採決を行います。

まず、議案第31号平成22年度萩・長門清掃一部事務組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立者多数〕

○議長（青木賢次君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号指定金融機関の指定については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立者多数〕

○議長（青木賢次君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長（青木賢次君） 以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年10月萩・長門清掃一部事務組合議会定例会を閉会いた

します。

午前 11 時 22 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により
ここに署名する。

平成 22 年 10 月 12 日

萩・長門清掃一部事務組合

議 長 青 木 賢 次

議 員 岡 崎 巧

議 員 西 島 孝 一